

令和3(2021)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

「国際情報発信強化」補助条件(令和3(2021)年度)の主な変更点

令和2(2020)年度交付決定時	令和3(2021)年度交付内定時
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 補助金の使用	2 補助金の使用
(略)	(略)
<p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。</p> <p>国際情報発信力の強化を行うための取組(査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等)に必要な経費</p>	<p>【補助金の各費目の対象となる経費】</p> <p>2-2 補助金の各費目の対象となる経費は、以下のとおりとする。</p> <p>国際情報発信力の強化を行うための取組(査読審査、編集、出版及び電子ジャーナルでの流通等)に必要な経費<u>物品費、旅費、人件費・謝金、その他の経費</u></p>
(略)	(略)
3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)	3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)
(略)	(略)
4 実績の報告	4 実績の報告
(略)	(略)
5 その他	5 その他

(略)

【関係書類の整理・保管】

5-4 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管しなければならない。

(略)

(略)

【関係書類の整理・保管】

5-4 代表者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業期間終了後5年間保管(電磁的記録による保存も可能とする。) しなければならない。

(略)